

**重要！**

# 教員免許の更新のお知らせ

教員免許更新制度は、教員として必要な資質能力が保持されるための仕組みとして、平成 21 年から導入されました。教員は、定められた期間内に教員免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に教員免許更新の申請を行う必要があります。

## 1 旧免許状所持者（平成21年3月31日までに授与された免許状を持つ方）

現職の教員等※で第10グループに該当する方は、免許更新最終年度です。

第10  
グループ

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれ  
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ  
昭和59年4月2日～



平成32年1月31日までに、「修了確認」「免除」「延期」のいずれかの申請手続きをしてください。

## 2 新免許状所持者（平成21年4月1日以降に授与された免許状のみ持つ方）

現職の教員等※で有効期間満了日が平成32年3月31日に該当する方は、免許更新最終年度です。

平成32年1月31日までに、「有効期間更新（講習修了）」「有効期間更新（講習免除）」「有効期間延長」のいずれかの申請手続きをしてください。

### ご注意ください！！！！

過去に「延期」「延長」の手続をした方は、年度途中に更新期限を迎える可能性があります。「修了確認期限延期証明書」又は「有効期間延長証明書」に記載された期限の日を確認し、その期限の2か月前までに「修了確認」等の申請手続きをする必要があります。

**計画的な受講・申請を！**

定年と同時または定年後に有効期限を迎え、その後も勤務を希望する方は更新講習を受講してください。

## 3 現職の教員等以外の方

現職の教員等以外の方は、更新講習の受講義務はありません。

ただし、過去に教員としての勤務経験がある方、今後、教員として働く予定のある方は、希望すれば受講し免許状の更新をすることができます。

更新講習の開設状況や教員免許更新制の手続き等については、「千葉県教育委員会ホームページ」>「教員免許」>「教員免許更新制について」をご覧ください。  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/menkyo/koushinsei.html>

※教員等 学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び認定こども園法に定める幼保連携型認定こども園に勤務する以下の職にある者

校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（非常勤講師を含む）、及び教育委員会等従事者



更新手続きを忘れないよう十分注意してください。

この件についてのお問い合わせ  
教育振興部教職員課免許班  
電話 043-223-4064